

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 千葉 秀幸

- 1 日時
令和6年10月8日（火曜日）
午前10時0分開会、午後0時2分散会
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
千葉秀幸委員長、はぎの幸弘副委員長、高橋はじめ委員、名須川晋委員、岩渕誠委員、千葉伝委員、城内愛彦委員、村上秀紀委員、佐々木朋和委員、ハクセル美穂子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
及川担当書記、谷地担当書記、千葉併任書記、柳原併任書記、石川併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 政策企画部
小野政策企画部長、西野理事兼副部長兼首席調査監、本多政策企画課総括課長
 - (2) 総務部
千葉総務部長、松村理事兼副部長兼総務室長、内城参事兼人事課総括課長、佐藤財政課総括課長、八重樫行政経営推進課総括課長、多田税務課総括課長、岩間管財課総括課長
 - (3) 復興防災部
福田復興防災部長、北島副部長兼復興危機管理室長、戸田副部長兼消防安全課総括課長、山本特命参事兼企画課長、森田復興推進課総括課長、前田復興くらし再建課総括課長、山崎被災者生活再建課長、田端防災課総括課長、細川消防保安課長
 - (4) ふるさと振興部
村上ふるさと振興部長、熱海地域振興室長、渡辺交通政策室長、小笠原科学・情報政策室長、兼平企画課長、金森調査統計課総括課長、佐藤県北振興課長、森沿岸振興課長、中嶋地方路線対策監、山田特命参事兼地域交通課長
 - (5) I L C推進局
箱石 I L C 推進局長、中村副局長兼事業推進課総括課長
 - (6) 出納局

滝山会計管理者兼出納局長、高橋副局長兼総務課総括課長、
千葉特命参事兼人事課長

(7) 警察本部

天野警務部長、加藤警務部参事官兼首席監察官、前川警務部参事官兼警務課長、
菅原警務部参事兼会計課長、千葉生活安全部参事官兼人身安全少年課長、
日山警備課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第2号 令和6年度岩手県一般会計補正予算（第4号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第2款 総務費

第1項 総務管理費

第3項 徴税費

第4項 地域振興費

第6項 復興防災費

第7項 統計調査費

第9款 警察費

第11款 災害復旧費

第5項 鉄道施設災害復旧費

第3条

イ 議案第11号 地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部
を改正する条例

ウ 議案第27号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定め
ることに関し議決を求めることについて

エ 議案第32号 令和6年度岩手県一般会計補正予算（第5号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

第2条

○千葉秀幸委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第2款総務費第1項総務管理費、第3項徴税費、第4項地域振興費、第6項復興防災費、第7項統計調査費、第9款警察費、第11款災害復旧費第5項鉄道施設災害復旧費、第3条地方債の補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤財政課総括課長 議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、台風5号により被災した漁港施設、道路、河川等の災害復旧経費や、ツキノワグマによる人身被害の防止に向けた捕獲や啓発に要する経費、半導体関連産業の人材育成施設の開設準備に必要な予算などを計上するほか、前年度決算の確定に伴う所要の予算を計上したものです。

議案（その2）の5ページをごらん願います。まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,562万円を追加し、補正後現計を7,359億3,093万6,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、6ページから10ページの第1表のとおりであります。これにつきましては後ほど予算に関する説明書により御説明します。

11ページからの第2表債務負担行為補正につきましては、当委員会の所管に係るものはありません。

次に、13ページをごらん願います。第3表地方債補正の1、追加につきましては、三陸鉄道災害復旧事業を追加で発行しようとするものであります。

また、14ページの2、変更につきましては、社会福祉施設管理など11件について起債限度額を変更しようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の7ページをごらん願います。まず、歳入について御説明申し上げます。5款地方交付税、1項地方交付税につきましては、復旧復興事業の歳出に連動して災害復興特別交付税を補正するものであり、3万2,000円の増額でございます。

次に、8ページ、7款分担金及び負担金のうち1項分担金につきましては、中山間地域総合整備事業の補正に伴うものであり、161万8,000円の増額でございます。

次に、9ページ、2項負担金につきましては、水産流通基盤整備事業等の補正に伴い665万9,000円の増額でございます。

次に、10ページ、9款国庫支出金のうち1項国庫負担金につきましては、基幹河川改修事業等の補正に伴い4億4,960万円の減額でございます。

次に、11ページから13ページの2項国庫補助金につきましては、地域連携道路整備事業や道路環境改善事業など国庫補助事業の補正に伴うものであり、その計は13ページにな

りますが、16 億 4,509 万 4,000 円の減額でございます。

次に、14 ページの 3 項委託金につきましては、統計調査等委託事業の補正に伴い 1,040 万 4,000 円の減額でございます。

次に、15 ページの 10 款財産収入、1 項財産運用収入につきましては、公有財産貸付収入等の増収を見込むものであり、110 万 7,000 円の増額でございます。

次に、16 ページの 11 款寄附金につきましては、企業版ふるさと納税に係る補正であり、100 万円の増額でございます。

次に、17 ページの 12 款繰入金、1 項特別会計繰入金につきましては、県有林事業特別会計等からの繰入金の補正であり、365 万 7,000 円の増額でございます。

次に、18 ページの 2 項基金繰入金につきましては、地域医療介護総合確保基金等からの繰入金を補正するものであり、1 億 5,871 万円の減額でございます。

次に、19 ページの 13 款繰越金につきましては、決算に伴う所要の整備など補正するものであり、28 億 4,717 万 1,000 円の増額でございます。

次に、20 ページ、14 款諸収入のうち 5 項受託事業収入につきましては、基幹河川改修事業等の補正に伴い 2,244 万 8,000 円の減額でございます。

次に、21 ページ、7 項雑入につきましては、農地維持支払交付金返還金等を補正するものであり、その計は 22 ページとなりますが、1 億 7,263 万 2,000 円の増額でございます。

次に、23 ページ、15 款県債につきましては、道路や河川、各施設等の整備事業に充てる県債の補正であり、その計は 24 ページとなりますが、4 億 2,200 万円の減額でございます。

以上、御説明したとおり、今回の補正で増額する歳入総額は 3 億 2,562 万円となっております。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。25 ページをごらん願います。2 款総務費のうち 1 項総務管理費につきましては、電子県庁運営費等の補正に伴う経費であり、1,357 万 7,000 円の増額でございます。

次に、27 ページの 3 項徴税費につきましては、過誤納還付金の見込みの変更に伴い所要の経費を計上するものであり、5 億 5,000 万円の増額でございます。

次に、28 ページの 4 項地域振興費につきましては、決算確定に伴ういわて銀河鉄道経営安定化基金への積み戻し金であり、その計は 29 ページとなりますが、1,661 万 3,000 円の増額でございます。

次に、30 ページの 6 項復興防災費につきましては、いわての学び希望基金への積み立て等であり、1 億 4,714 万 3,000 円の増額でございます。

次に、31 ページの 7 項統計調査費につきましては、過年度に交付された国庫委託金の実績額確定に伴い償還金等を計上するものであり、864 万 6,000 円の増額でございます。

次に、56 ページをごらん願います。9 款警察費、1 項警察管理費につきましては、紫波警察署等の建て替え整備に必要な土地の購入等に要する経費を計上したものであり、7,981 万 9,000 円の増額でございます。

次に、57 ページ、2 項警察活動費につきましては、犯罪捜査等に必要な解剖経費を補正するものであり、330 万円の増額でございます。

次に、63 ページ、11 款災害復旧費、5 項鉄道施設災害復旧費につきましては、被災した鉄道施設の復旧に要する経費について、三陸鉄道株式会社に対し補助しようとするものであり、5,050 万円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 三陸鉄道の復旧状況についてお伺いします。

きのうも本会議場で議論が交わされたわけでありますけれども、結果として皆さんは復旧のめどをどのように考えているのかお伺いします。

○山田特命参事兼地域交通課長 三陸鉄道の復旧の見込みについてでございます。8 月 12 日から 13 日にかけて東北地方を横断した台風 5 号の影響により、線路の路肩が 25 メートルにわたり崩壊する被害が生じたところでございます。被害を確認後、建設会社との復旧方法に係る協議や検討、田老町漁業協同組合及び田老町河川漁業協同組合に対する説明、河川管理者への河川区域内作業届の提出等を実施いたしまして、9 月 9 日から現地における作業を開始したところでございます。

現在は、重機や資材の搬入のための仮設道路の設置や、一時的な河川の流路の切りかえなどが完了したところでございまして、順次被災箇所の復旧工事を進めていく予定となっております。

復旧の見通しにつきましては、被災した場所が河川の対岸から入っていくところもありまして、サケの遡上期に配慮する必要があることや、天候不順など不確定な要素があるため、復旧までは数カ月を要すると見ているところでございます。

○城内愛彦委員 数カ月ということなのですが、なるべく早くというのが現地の思いでありますし、また観光シーズンにも多大なる影響が出ているところであります。そういったことも考えて、何ともならないというのはそうだと思いますが、なるべく早くとお願いするしかないのです、よろしくお願いします。

○佐々木朋和委員 私からは、いわての学び希望基金の積立金に関連してお聞きしたいと思います。

今般の補正予算案で 1 億 4,000 万円余の積み増しということでありますけれども、本年度のいわての学び希望基金に御協力いただいた皆様方からの寄付の総額と件数が、どのぐらいなのかを教えてくださいと思います。

○森田復興推進課総括課長 いわての学び希望基金への寄附受納の状況でございます。令和 5 年度の状況でお話しさせていただきますと、寄附件数は 788 件、金額は 1 億 2,500 万円余でございます。

○佐々木朋和委員 今回の積み増しについては、令和 6 年度分ということなのでしょうか。

○森田復興推進課総括課長　今回は、令和５年度分の寄附金を一般会計から積み増すというところでございます。

○佐々木朋和委員　昨年度分については報告ありましたが、今年度分の今現在までの状況、また過年度と比べてプラスなのかマイナスなのかをお聞きしたいと思います。

○森田復興推進課総括課長　８月までの数字で御紹介させていただきますと、件数は１９７件、寄附金額は３,３００万円余となっております。昨年の同期と比較しますと、金額ベースで約２７％の減となっております。ただ、これにつきましては、例年、月によって増減がありますので、最終的にどのぐらいの差が出るかはまだわからない状況でございます。

○佐々木朋和委員　第２期の復興・創生期間の終わりが見えてきている中で、国のほうでも今後復興予算をどうするか、また事業をどうするかという議論になってくるかと思えます。

その中で、県議会の中でも、いわての学び希望基金の使途について、ハクセル美穂子委員にも取り上げていただき、そういった部分の検討も進めるという答弁もいただいております。今の検討状況等を教えていただければと思います。

○森田復興推進課総括課長　継続的に御寄附をいただいている方などに対しまして、９月末までを目途として意見聴取を行ったところでございます。現在、頂戴した御意見の取りまとめ作業を行っている状況でございました。今後、取りまとめた結果を踏まえて、年度後半において、使途拡大等の方向性を検討してまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員　どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

○千葉秀幸委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長　ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第１１号地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○多田税務課総括課長　議案第１１号の地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その３）の５ページをごらんください。なお、説明に当たりましては、便宜、お

手元に配付しております地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容ですが、地方活力向上地域内における県税の課税免除及び不均一課税の適用対象となる特別償却設備の範囲を拡大しようとするものです。

3の施行期日等ですが、公布の日から施行し、所要の経過措置を講ずるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第27号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○天野警務部長 議案第27号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについての概要を御説明申し上げます。

議案（その3）の26ページをごらん願います。なお、説明に当たりましては、便宜、総務委員会資料に基づき御説明申し上げます。

1の提案の趣旨についてであります。令和6年5月17日、岩手県雫石町下町東地内の樹木が倒れかかっている道路において、現場で交通整理等に当たっていた警察官が、樹木の除去作業を依頼した業者の到着を待つことなく、付近住民からの自前の工具で倒木の切断を試みたとの申し出を容認した上、本来であれば安全の確保を第一として、作業中は全面通行どめにすべきところ、切断作業の進捗を確認しないまま、普通車両の通り抜けは可能と判断し、〇〇〇〇さんが所有する車両に対し進行を指示した結果、進行先において付近住民によって切断された樹木が当該車両の天井に落下し、破損させたものであり、このことにより相手方に損害を生じさせたことから、損害賠償事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

2の損害賠償の額についてであります。本件は交通整理という警察官に安全確保への配慮全てが委ねられている状況下で発生したものであり、過去の判例等に照らし、事故発生時点での車両の市場価値に買いかえ諸費用を合算した25万9,963円とするものであります。

す。

3の和解の内容についてであります。当事者は共に将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第32号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第5号）、第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、第2条地方債の補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤財政課総括課長 議案第32号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、令和6年8月15日から9月2日の大雨被害に対応した道路、河川の災害復旧経費など、早急に対応が必要となる予算を計上したものです。

議案（その5）の5ページをごらん願います。まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47億1,203万2,000円を追加し、補正後現計を7,406億4,296万8,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、6ページから7ページの第1表のとおりであります。これにつきましては後ほど予算に関する説明書により御説明します。

次に、8ページの第2表地方債補正につきましては、河川等災害復旧事業について起債限度額を変更しようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の7ページをごらん願います。9款国庫支出金のうち1項国庫負担金につきましては、河川等災害復旧事業の補正に伴うものであり、24億120万円の増額でございます。

次に、8ページの2項国庫補助金につきましては、林道災害復旧事業の補正に伴うものであり、1億1,147万2,000円の増額でございます。

次に、9ページの13款繰越金につきましては、今回の補正に伴い必要となる財源について補正するものであり、5億7,196万円の増額でございます。

次に、10ページの14款諸収入につきましては、ダム管理費の補正に伴うものであり、540万円の増額でございます。

次に、11ページ、15款県債につきましては、河川等災害復旧事業に充てる県債の補正であり、16億2,200万円の増額でございます。

以上、御説明したとおり、今回の補正で増額する歳入総額は47億1,203万2,000円となっております。

歳出につきましては、当委員会所管に係るものはございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩渕誠委員 地方債の補正について確認したいと思います。限度額をふやすということでもあります。どうしても気になるのは、金利が上がっていますから、その部分で今回はどのような金利状況になるのかを確認させてください。

○佐藤財政課総括課長 岩渕誠委員が御指摘のとおり、金利が高くなってきております。直近で言うと、10年債で1%程度です。今回の補正に関して言えば、これからになるのですが、災害復旧事業であればほとんどが、充てた県債が交付税措置されて、その金利分も対象となりますので、影響はそこまで大きくはないかと思っています。

○岩渕誠委員 答弁のとおり、災害復旧事業に関して言えば、ある程度のところは対象となりますからいいのですけれども、これから借りがえなどのいろいろな財政運営上、やはり金利の負担は結構出てくるかと思っていまして、どのような影響を見込んでいるのかなど、その辺の考え方をお聞かせください。

○佐藤財政課総括課長 直近で出した中期財政見通しで言うと、やはり金利の影響を大きく見ていまして、財務省の試算によるとこれから10年債で2%は超すという試算がありますので、それをもとに計算すると、令和10年度では公債費が969億円ということで、令和6年度当初予算から比べると69億円増加しております。この増加については、金利の影響は昨年度の試算から50億円以上上がっていますので、そういった影響はあります。

○岩渕誠委員 いずれ財源調達は、特に金利が関係するところについてはそれだけ負担があり、実質的に使える金が減るということですから、より効果的な財政運営を吟味しなければいけない局面に入ってきたのだと思います。

一方で、地方債の補正の説明を見ますと、繰上償還ができるということです。今借りている中で、たしか林業公社の部分で6%以上の物すごく高いものがあるって、借りがえできないし、繰り上げ償還もできない。政府系から借りると、そういうことになっていて、僕はそれをずっと構造的に問題だと言っているのですけれども、やはり金利が上がる分、どうやって財源調達するかが大変なのです。そういう自由度のあるというか、ある程度条件のいいところは見えてきているのだと思いますけれども、もちろん事業によってぶら下が

っていて、金融機関もぶら下がるケースがあるので、これはよく吟味をしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○佐藤財政課総括課長 御指摘のとおり、低利な地方債を活用していくのは重要でして、今年度もやりましたけれども、グリーン／ブルーボンドといったものをやっていますし、それから繰り上げ償還の話も出ましたけれども、プライマリーバランス、今だと年間 300 億程度を減らしていますので、元金を減らしていくのは大事だと思いますので、そういったことをこれからもやっていきたいと思います。

○岩渕誠委員 いずれ金利のある世界になって、これは予算当局のみならず全体に関わってくる話だと思いますので、ぜひ効率的な運営にさらに努めていただきたいと思います。

それから、もう一点。これは事業の運用上の話で、それぞれ担当部局があるので、きょうはさらっと聞きますけれども、災害復旧事業の場合に査定を待ってきちんとやるのが一般的だと思います。一方で、やはり緊急を要するものについては、査定前着工でやるのがオーソドックスだと思います。今回の工事を、これから発注するにしても、冬期間ということを考えれば、これは工期をしっかりと確保するということからすると、査定前着工の可能性のあるものはどんどんやるべきだと思っています。今回は全て査定を待ってやることになるのか、査定前着工という考え方があるのか、お聞かせください。

○佐藤財政課総括課長 今回、査定前着工をどうするかということは確認していなかったのですが、いずれ早期にやることは大事ですので、早期にやっていきたいと思っています。

○岩渕誠委員 災害復旧事業の問題点は二つあって、一つは原状復旧を超えてどこまでやれるかという制度的な問題と、それからスピード感を持ってやるというときに、国の査定待ちになると、かなり遅れてきてしまうということです。この辺の制度改善をある程度やっていかないと、いわゆる財政投資の効果の発現まで少しかかるということですし、特に今回は生活に密接に関連したところが被災されているので、これは当該執行部局の話ではあるのですが、財政サイドとしてもきちんと対応したほうがいいのではないかと考えております。意見を申し上げて終わります。

○千葉秀幸委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から岩手山火口周辺警報発表に伴う対応状況について発言を求められておりますので、これを許します。

○田端防災課総括課長 岩手山火口周辺警報（噴火警戒レベル2）発表に伴う対応状況について、資料に沿って御説明いたします。

資料の1ページでございますけれども、令和6年10月2日水曜日の15時に噴火警戒レベルが2、火口周辺規制になりますけれども、气象台から発表されたことから、県及び関係する市町で対応を行っております。

1の発表された噴火警報でございますが、(2)に記載のとおり、今後西岩手山の想定火口、大地獄谷周辺を指しますけれども、ここからおおむね2キロメートルの範囲に影響を及ぼす噴火が発生する可能性があるというものです。

(3)の対象となる市町ですが、八幡平市と雫石町となっております。なお、滝沢市は、想定火口から2キロメートルの範囲外にあることから、气象台の警報の範囲には含まれておりません。

2ページをお開き願います。参考2が10月2日の气象台発表の資料ですけれども、火山活動の状況の欄をごらん願います。こちらに記載している現象が見られることから、警戒レベルを2に引き上げたものですが、山体膨張を示す変動が見られ、特に大地獄谷付近の隆起が見られるということで、噴火の可能性があると考えたものであります。

この解説情報につきましては、毎週金曜日に出されることになりまして、直近では10月4日に出されております。参考3のとおりでございますけれども、10月2日と変化はありませんでした。

1ページに戻っていただきます。2の対応状況ですが、岩手山火山避難計画に従って立入規制等を行っておりますが、(1)の県の対応といたしましては、レベルの引き上げに伴う初期対応として、市町との連携体制の構築や情報収集、入山者の確認などを行うため、復興防災部長を本部長として災害特別警戒本部を設置して対応しております。

また、イに記載のとおり、ホームページやX——旧ツイッターなどにより入山規制をしていることを周知しております。

(2)の市町の対応ですが、八幡平市、滝沢市及び雫石町の各登山口等、ページの右側の7カ所で入山を規制したところでございます。なお、滝沢市は、先ほど警報の範囲内に含まれていないと申し上げましたが、岩手山火山避難計画では噴火警戒レベル2の場合でも各登山口などから入山を規制することになっておりまして、滝沢市の馬返し登山口でも入山を規制しているものでございます。

また、緊急速報メールにより登山者に周知するとともに、ホームページやSNS等により市町村でも周知しているところでございます。

3、その他でございますが、今後学識経験者や气象台などの関係者で構成される岩手県の火山活動に関する検討会を定期的に開催して、火山活動の評価などをしていただきなが

ら対応していくこととしております。

3 ページは、気象台が作成したパンフレットの写しですけれども、ページ左には想定火口と影響範囲、登山道などの関係の地図、ページ右側は噴火警戒レベルごとの解説となっておりますので、御参照願います。

○千葉秀幸委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○城内愛彦委員 公共交通についてということで、先ほど三陸鉄道についてお伺いしましたが、J R 山田線も今、台風災害の関連でとまっていますので、その復旧の見通しはどのようなになっているのかお伺いしたいと思います。

○中嶋地方路線対策監 J R 山田線についてでございますが、8 月 27 日の集中豪雨の影響によりまして、線路下の道床流出や線路内堆積物などの被害が生じ、運転見合せとなったものであります。

J R 東日本では、9 月 9 日に、盛岡駅から上米内駅間は 9 月 15 日に運転を再開すること、上米内駅から宮古駅間は 11 月上旬頃の運転再開を目指し、復旧工事を進めることを公表したところでございます。その後、盛岡駅から上米内駅間は予定どおり運転が再開されたものの、上米内駅から宮古駅間につきましては、9 月 25 日に土砂等の流入のおそれが判明したため、運転再開の時期を未定に変更するとの発表があったところでございます。現在 J R 東日本において対応策を検討中であり、現時点では運転再開時期は未定であると承知しているところでございます。

なお、運転再開方針自体を見直すといったようなことは聞いておりませんが、線路自体の復旧工事は進めていると聞いているところでございます。

○城内愛彦委員 一方で、J R 山田線の代替で 106 特急・急行バスが連携することが発表されて、利用者にとっては利便性は確保されるかと思うのですが、一方で鉄路がこれで撤退をするということにならないように、県当局としてもしっかりと J R 東日本に働きかけをしてほしいのですが、その辺の動きは皆さんのほうで御準備をしているのか、お伺いしたいと思います。

○中嶋地方路線対策監 J R 山田線につきましては、9 月 25 日に開催した沿線自治体首長会議におきましても、これから先も鉄路として維持することを確認しているところでございまして、県といたしましても沿線自治体とともに、J R 東日本、関係者と連携し、引き続き利用促進などの取り組みを推進していきたいと考えております。

○城内愛彦委員 それもニュース等で見たのですけれども、会議が非公開だというところが肝で、見られたくない、聞かれたくないことがその中で話し合われたのかと思って、どきどきしているのですが、そういったことも含めて、不安を払拭していただけるようお願いをします。

次に移ります。入札の状況についてお伺いしたいと思います。県で発注している落札率の状況、併せて入札不調の状況についてお伺いします。

○千葉特命参事兼入札課長 令和 2 年度以降の落札率の推移についてであります。医療

局及び企業局を除く普通会計の一般競争入札の加重平均、これは落札金額の総額を予定価格の総額で除したのになります。加重平均による落札率は、令和2年度と令和3年度が91.6%、令和4年度が92.1%、令和5年度が92.0%、令和6年度は7月末までで92.6%となっています。

次に、入札不調の状況でございます。これも令和2年度以降の入札不調の推移についてですが、医療局及び企業局を除く普通会計の入札不調の発生件数と割合は、令和2年度が入札件数1,121件に対し入札不調132件、発生割合は11.8%、令和3年度が入札件数895件に対し入札不調50件、発生割合は5.6%、令和4年度が入札件数852件に対し入札不調41件、発生割合は4.8%、令和5年度が入札件数917件に対し入札不調48件、発生割合は5.2%、令和6年度は7月末までで入札件数234件に対し入札不調2件、発生割合は0.9%となっています。

○城内愛彦委員 入札不調の割合が少しずつ下がってきているというのは、多分建設業の方々も仕事がなくということもあるかもしれません。

ただ一方で、先ほど医療局、企業局を除いてということでした。過日、県立宮古病院の改修工事の入札があったのですが、その際に不調に終わったということでした。3回終わって、運営協議会に私も参加したのですが、院長先生からはもう中止だという話がされました。その理由はその場で聞くことができませんでしたが、今後もそういったことが起きるのではないかと考えており、皆さんのほうで調査を実施して、傾向と対策を考えているのか伺います。

あわせて、契約解除になった場合、多分そういう事例はそうあるものではないと思いますが、県として例えば業者に対する補償などがあるのかなのか、その辺の対応について伺いたいと思います。

○千葉特命参事兼入札課長 岩手県立宮古病院付帯設備改修（建築）工事の入札が不調となった原因と今後の対応についてですが、県立病院の入札事務は医療局が行っていることから医療局に確認したところ、岩手県立宮古病院付帯設備改修（建築）工事はことしの1月、6月、8月の計3回の入札公告を行っておりますが、いずれも入札不調となっています。入札不調の原因については、病院における改修工事のため難易度が高く、新築工事よりも敬遠される傾向があるのではないかと聞いております。今後の対応につきましては、医療局においてどのような発注方法が適切であるか、周辺の状況も踏まえて検討すると聞いております。

入札不調への対応につきましては、一般的などころでございますけれども、入札不調の要因としては設計価格と実勢価格との乖離があることや、技術者、労務者の確保や資材調達が困難であること、手間がかかる工事や現場条件等が厳しい工事は敬遠される傾向にあることなどが挙げられており、対応としては適切な設計単価や現場条件を反映した積算への見直しや、施工実績の緩和、地域要件の拡大等の入札参加要件を適切に設定し直すことなどを行っているところです。

また、入札不調が頻発する工種等につきましては、必要に応じて要件緩和の適否について入札審議会で審議を行うなど、状況に合わせた入札不調対策となるよう適切に対応しているところです。

契約が解除となった場合の補償の取り扱いにつきましては、工事請負契約の中で損害賠償のような規定もありますので、それらに該当する場合につきましては損害賠償という形での賠償が出てくるものでございます。

○城内愛彦委員 建設業の方々も働き方改革が始まってきて、土日が休みであったり、大変厳しいということです。あわせて、契約の中にいろいろな意味でペナルティーもあったりして、そのことが公の入札に対する、敬遠ではないのですけれども、そういうものにつながっているのではないかと私は思っていますし、お伺いしています。

そういったことも含めて、今後民需が活発になれば、公の厳しい入札に応札しにくい状況が出てくるのではないかと危惧しており、その辺の対応は今後考えるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○滝山会計管理者兼出納局長 入札不調につきましては、やはり工事の件数が少なくなってきた中で減ってきてはいるのですけれども、各建設業界の継続的な経営等に非常に深い関わりがあると思いますので、工事の発注部局等とも連携しながら、入札不調の原因等をよく分析して、できるだけそういう状況にならないように適切な対策を取っていきたいと考えております。

○城内愛彦委員 ぜひお願いしたいと思います。頻発する災害等、やはり一番先駆けて活動してくれるのは建設業界の方々でありますので、ぜひその火を絶やさないようにお願いしたいと思います。

次に、県内企業の経営状況についてお伺いしたいと思います。業種別の倒産件数も含めて、状況がどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○金森調査統計課総括課長 まず、県内企業の経営状況についてでございます。企業の生産活動を表す鉱工業生産指数で見ますと、令和6年の4月から6月までの第2・四半期でございますが、127.7となりまして、第1・四半期に比べまして9.6%の増となっております。

業種別に見ますと、製造業の主な17業種のうち、電子部品・デバイス工業、生産用機械工業などの13業種につきましては上昇しておりますが、食料品工業やプラスチック製品工業などの4業種については低下している状況でございます。小売業につきましては、岩手県内の百貨店・スーパー販売額を既存店ベースで見ますと、令和6年第2・四半期は前年同期に比べまして1.7%の増となっております。

次に、県内企業の倒産の状況についてでございますが、10月3日に東京商工リサーチ盛岡支店が公表いたしました2024年度の上半期の県内倒産状況によりますと、倒産件数は39件で前年同期比10件の増となっております。負債総額につきましては、前年同期に比べまして40.6%増の56億1,700万円となっております。

産業別で見ますと、建設業とサービス業ほかがそれぞれ 11 件と最も多くなっておりまして、次いで製造業、卸売業、運輸業がそれぞれ 4 件となっております。

原因別で見ますと、販売不振が 28 件、既往のしわ寄せが 10 件となっております。

○城内愛彦委員 今のお話しでは、沿岸部に当てはまる業種がたくさんありますが、沿岸部の状況を皆さんのほうで捉えているのであれば、お知らせ願いたいと思います。

○金森調査統計課総括課長 沿岸部の倒産件数の状況ですが、2023 年の倒産件数は 13 件となっております。2022 年と比べますと 1 件の増となっている状況でございます。また、直近のことしの 7 月から 9 月までの状況で見ますと、倒産件数は 3 件という状況でございます。

○城内愛彦委員 いずれ沿岸部の状況は悪いわけで、東日本大震災津波復興特別委員会等でも話をさせてもらっていますが、やはり今のうちに打てる手は打ってほしいと思いますし、これは担当部局が違うかもしれませんが、最終的には税収にもつながってきますし、人口減少にも拍車をかける要因であると思います。ぜひそういったことも鑑みて、沿岸部、県北部も含めてですけれども、対策等を部局を横断する形で対応していただきたいと思いますけれども、村上ふるさと振興部長、その辺はいかがですか。

○村上ふるさと振興部長 特に中小企業の対策につきましては、本会議でも最低賃金のお話や、経営に及ぼす影響のようなお話で議論があったと記憶しております。城内愛彦委員がおっしゃられましたとおり、やはり県北・沿岸地域は県全体に比べても厳しい状況に置かれている部分がございます。産業振興施策については、当然、商工労働観光部を中心にやっていきますけれども、県北・沿岸振興の部分でしっかり対策が取られるように、各関係部局が連携して今後の取り組みを進めていきたいと思っております。

○名須川晋委員 それでは、先ほど来災害の話題も出ておりますけれども、災害ケースマネジメントの実施状況について伺いたいします。

被災者一人一人の被災状況や生活状況の課題等を、発災の際にさまざまな機関が連携して、その課題解決に伴走的に取り組むということですが、これについて岩手県はどのように進めているのか、実施に当たっての主体はどこかというところから確認させていただきます。

○山崎被災者生活再建課長 災害ケースマネジメントについてでございます。被災者が抱える多様な課題を解決するために、一人一人の被災者の状況を丁寧に伺い、関係者が連携して必要な支援を行う災害ケースマネジメントは、被災された方々が一日も早く安心して暮らせる環境を取り戻すための有効な取り組みの一つと認識しております。

県では、災害ケースマネジメントを全県で推進するため、防災分野や福祉分野に精通した学識経験者、岩手県社会福祉協議会、いわて N P O 災害支援ネットワーク及び県、市町村の行政担当者を構成員とした岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議を立ち上げ、9 月 18 日に第 1 回の会議を開催したところです。

会議においては、災害ケースマネジメントの主体は市町村であるとの認識で一致したと

ころですが、県による広域的、専門的な見地からの支援や民間団体による参加も必要と考えられることから、当会において県、市町村の具体的な役割分担等についても検討を進めてまいります。

今年度中に主な論点に関する中間整理を行いまして、災害ケースマネジメントの全県的な体制構築を進めてまいりたいと考えております。

○名須川晋委員 始まったばかりということでしょうか。

そうした中で、岩手県地域防災計画及び岩手県地域福祉支援計画に、災害ケースマネジメントは位置づけられているのかをお伺いいたします。

○山崎被災者生活再建課長 まず、岩手県地域防災計画でございますけれども、本年3月の改定によりまして、災害ケースマネジメントについて災害対応の段階に応じた位置づけを行っております。

まず、第2章、災害予防計画のうち避難対策計画の中で、県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする」と記載しております。

また、第4章、災害復旧・復興計画のうち生活の安定確保計画の中で、県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行う」と記載されています。

次に、本年3月に策定した第4期岩手県地域福祉支援計画において、5、被災経験を活かした支援体制づくりのうち、今後の災害への備えの中で、被災者の自立・再建プロセスを支援する災害ケースマネジメントの体制整備に向け、県、市町村の防災や福祉部局、地域の様々な関係機関・団体を対象とした研修などを実施し、取り組みへの理解促進や支援スキルの習得など支援者の資質向上を図ります」と記載されております。

○名須川晋委員 始まったばかりの施策ですから、それぞれの防災計画においては具体的なものはこれからということで、随時決まりましたら見直しを図っていくという認識でよろしいでしょうか。

○山崎被災者生活再建課長 名須川晋委員の御指摘のとおり、災害ケースマネジメントについては検討会議を今年度設置しまして、その中で構成員の方々と議論を重ねていくこととなりますけれども、その中で内容によっては、地域防災計画であるとか、今申し上げた計画の記載についても必要に応じて見直すことになろうかと思えます。

○名須川晋委員 この実施については、行政の中ではどういう部署が関わるのかということで、具体的に挙げると、復興防災部復興くらし再建課、保健福祉部地域福祉課、環境生活部若者女性協働推進室と思われますが、確認したいと思えます。

○山崎被災者生活再建課長 災害ケースマネジメントについては、国の手引におきまして、被災者一人一人の被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、当該課題の解消に向けて継続的に支援するとされておまして、この取り組みには行政と

民間団体、あるいは県と市町村、それから行政内部でも防災部門と福祉部門と、さまざまな形で連携が必要だと考えております。

庁内連携の部分ですけれども、これまでも東日本大震災津波における被災者支援におきまして、庁内連携を図るために復興くらし再建課、地域福祉課、若者女性協働推進室等の関係課で定期的にミーティングをしてきたところでございます。災害ケースマネジメントの構築に当たっても、こういった庁内連携を図って進めていく必要があることから、今般設置した検討会議においては復興くらし再建課が事務局を務めるほか、平時の防災体制を所管する防災課、災害ボランティア活動、福祉の相談支援を所管する地域福祉課が構成員として参加しております。今後も連携を密にして取り組みを推進していきたいと考えております。

○名須川晋委員 さまざまな部署にまたがるということで、それが平時からつくられていれば最もいいのですけれども、発足自体を遅らせないようにしっかりと復興防災部でリーダーシップを取りながら進めていくべきだと考えますので、よろしくお願いいたします。これは意見にとどめておきます。

防災士についてお伺いさせていただきます。先々週の土曜日に、防災士スキルアップ研修に参加をさせていただきました。県内各地から 90 名ほどの防災士の方が来て、私は午前中だけでしたけれども、大変有意義な研修をさせていただいたところでございます。

県内の防災士育成の取り組みがどのようになっているかをお伺いいたします。

○田端防災課総括課長 県内の防災士育成の取り組みについてでございますが、県では令和元年度から、災害時の共助の大きな柱である自主防災組織の中核人材の育成を目的に防災士養成研修を開催しております。これまでに 300 人を超える防災士の資格取得を支援しているところでございます。

また、市町村におきましても、宮古市や久慈市のように、市独自で防災士の養成に取り組んでいる自治体もございます。

こうした取り組みもあつて、県内の防災士の資格取得者数は、8 月末で 3,846 人となっております。人口 10 万人当たりでは約 335 人になります。全国では約 237 人となっておりますので、これを上回っております。

今年度県では、先ほど名須川晋委員から御紹介がありました事業において、新たに知識の定着や、地域における実践的な活動の習得を目的として、防災士の有資格者の方や、地域防災の中核として活躍されている方を対象に、防災士スキルアップ研修を開催したところでございます。

このような取り組みを通じて、引き続き防災士等の地域の防災人材の育成に取り組んでまいります。

○名須川晋委員 岩手県議会でも防災士の資格を取得した議員の方が多くいらっしゃいますが、私も含めて、恐らく継続して学習をしていかないと、有事の際に何もできない状況になるということで、これは一般の方も同じであると思います。そこで多くの方々に防

防災士の継続的な学習をしていただけるように県でも企画していただきたいです。また、各地区の防災士会の結成状況はどのようになっているか。これは過日の研修のときにも、そういう組織をつくりたいのだが、どうすればいいかという質問があったことは御存じだと思います。やはり一人でいるよりは連携して進めていかなければいけないと思いますので、そうした防災士会のような団体がそれぞれの自治体でできているのか確認いたします。

○田端防災課総括課長 各自治体の防災士会の結成状況についてでございます。本県には、岩手県防災士会が平成 21 年に設立されております。この岩手県防災士会は、県内 12 の地区に分会という形で構成されております。

また、防災士会を市町村単位で結成している事例は多くはないものの、久慈市や宮古市におきましては、昨年度、地域の住民が主体となって、防災士や消防士などの方々による防災団体を結成する動きがありました。

防災士には、地域防災の担い手として活躍していただくことが大切であるとともに、防災士同士のつながりや、自主防災組織の中核として活動していただくことも必要と考えております。

県では、市町村や防災士会等と連携して、防災士の養成研修やスキルアップ研修等を実施しながら、こうした取り組みを通じて防災士の情報交換や連携を図り、市町村の防災力の向上を支援してまいります。

○佐々木朋和委員 2019 年 1 月に盛岡東警察署で 20 代の男性巡査が当直勤務中に自死をした案件において、さきの 12 月議会で示談が成立したということで、8,300 万円余の慰謝料について議決いたしました。そのときの総務委員会での議論の中でも、当時、本部長注意を受けて依願退職をした元上司に対して請求するべきではないかという議論があったと思いますが、その点についての検討状況がどのようになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○加藤警務部参事官兼首席監察官 職員の自死事案をめぐる求償権の行使についてであります。県警察におきましては昨年 12 月の定例会で議決いただいて以降、これまで他県警察や他機関における求償事例の確認、弁護士への相談等をもとに検討を継続してまいりました。

その結果、既に辞職した行為職員が、元の上司になりますけれども、故意をもって暴行等のパワーハラスメントを行っていたという事実を重く見まして、県警察として行為職員に求償すべきという結論に達したところでございます。

最終的な求償権の行使の可否につきましては、県の職員賠償責任等審査委員会での審議を経て決定するものでありまして、現段階で詳細な答弁をできる状況にはありませんが、県警察におきまして必要な事務手続を進めているところでございます。

○佐々木朋和委員 これからの部分もありまして詳細な答弁はできないという話でしたけれども、議論もありましたし、県民の感情や、また被害者の方の感情も含めて、県警察として求償するべきという結論を出されたことは評価をさせていただきたいと思います。

今後こういった案件がないように努めていただきたいと思いますし、この件についても今後も取り組んでいただきたいと思います。

その中であって、パワハラ案件の再発防止ということで議会からもお願いしていたわけですが、その後、報道等で数件、パワハラ案件を目にする機会がありました。こういった損害賠償を払うような事案が発生したことによって、パワハラが目に見える形で出てきたことをいいことだと評価するべきなのか、それともやはり再発防止策がまだまだということなのか、この辺についてどのように評価をされているかお聞かせいただきたいと思います。

○加藤警務部参事官兼首席監察官 本件の自死事案の発生を受けまして、令和元年6月から、誰でも24時間365日相談できる相談電話の開設、運用を始めておりますし、翌年の6月にはパワーハラスメントが処分の対象になるという、懲戒処分の指針を改めたところでございます。それから、令和3年9月には匿名投稿システムを運用開始しておりまして、こちらでも取り組みをしてきたところでございます。

本件の自死事案を踏まえまして、これらの機能のほか、訓令に定める規定が形骸化することのないように、常に警務部門、監察部門におきまして必要な指導、教養も行っているところでございます。

先ほど御指摘がありましたことしのパワハラについて、監察部門において2件処分しておりますけれども、これにつきましては本件自死事案とは少し形態が異なっておりまして、旧知の間柄であったり、以前同勤していたというところで、少し相手方に対する配慮を欠いたという形でハラスメント認定されたものがあります。同じ言葉を言っている、以前は冗談としてやり過ごせた言葉も、その後の生活環境の変化によって、それが冗談として受け入れられなくなるといった、判明した事項もございましたので、その点も踏まえた指導、教養も行っているところでございます。

○佐々木朋和委員 わかりました。ぜひ取り組みを継続していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次にILCについてお伺いしたいと思います。10月3日に我々にも御報告がありましたが、10月4日から2月27日までILCフレンズキャンペーンをスタートさせるということで、今取り組みがなされている最中だと思います。10月4日に東京都で、メディア20社以上を集めてのキックオフイベントも行ったということで、これからだとは思いますが、メディアに多く取り上げていただいて、特に全国的なメディアに取り上げていただいて情報が拡散していくことを望むわけですが、その効果はどのようなだったのか、お知らせいただきたいと思います。

○中村副局長兼事業推進課総括課長 佐々木朋和委員が御指摘のとおり、今般の事業につきましては、ILC実現に向けまして日本政府による誘致判断を後押しするために、広く国民の機運を醸成するための事業として企画したものでございます。

10月4日のメディア発表会の参加報道機関ですけれども、予定として30社程度いらし

ていただけると伺っておりまして、まだ詳細な集計ができていないのですけれども、例えば全国紙で申し上げますと毎日新聞に来ていただきまして、次の日の紙面に出していただいております。あとは、スポーツ新聞系も、報道していただいたところは3社ほどあるようで、次の日のウェブニュース等で報道していただいております。あとは、地元ですと岩手日報の第1面に掲載されておりましたし、めんこいテレビに来ていただいて、FNSのニュースに出していただいて、ウェブで検索すればヒットするというような形で報道していただいております。

メディア発表会につきましては、このようなキャンペーンを周知することが目的ですので、まずは来ていただいて報道していただいたということで、今後もさまざまな機会を通じて周知等してまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員 今回のILCフレンズの取り組みのリーダーということで、小島よしお氏を起用されたということでありました。私も大好きなお笑い芸人の方で、早稲田大学を卒業されている頭のいい方ですけれども、あまり科学分野のイメージがなかったので、起用についてはどのような経緯や狙いがあったのか、お聞きしたいと思います。

○中村副局長兼事業推進課総括課長 本事業の実施に当たりましては、企画コンペを開催いたしまして、外部委員等による選定委員会で選定したものでございます。その企画提案におきまして、親子を中心として人気のあるキャラクターである小島よしお氏を起用することで、子供から大人まで幅広い層に関心を持ってもらい、より記憶に残る取り組みが可能だという提案がございました。審査に当たりまして、現在ユーチューブの教育チャンネル等で人気もあるということでしたので、同氏の起用やILCフレンズなどのキャンペーンの提案内容等を総合的に勘案して受託者を決定して、採用したということでございます。

○佐々木朋和委員 今回、我々県議会議員には前日の情報提供となったわけでありまして。ILCについては、各団体を含めて多くの皆さんに関わっていただいて、チームで取り組みをされていると思いますけれども、こういったキャンペーンについての内容やタレントの起用について、連携あるいは決め方の御意見をいただくといったところはどのようになっていたのかお聞きしたいと思います。

○中村副局長兼事業推進課総括課長 先ほどコンペを実施したと申し上げましたが、その意義として、いわゆる研究所の部分と、AAA——先端加速器科学技術推進協議会の広報の方や岩手県国際リニアコライダー推進協議会の関係の方等にも入っていただいて、ILCを周知するにはどうしたらいいかという認識を共有しながら審査したところでございます。

今回のキャンペーンの周知の部分ですけれども、もちろん先ほど申しました関係団体はもちろんのこと、東北ILC推進協議会や、県も関わっております東北ILC事業推進センターの構成団体にも周知していただくということで事前にお送りしておりますし、岩手県、宮城県の国会議員などにも周知をいたしまして、できるだけ広く知ってもらいたいと

いうことで対応しているところでございます。

○佐々木朋和委員 今回、小島よしお氏を起用して、動画に出演していただくということだと思うのですが、契約内容の中、あるいはこのリーダーとしての務めの中で、御自身のSNSでILCのことを発信していただいたり、仲間の芸人と一緒に、また仲間の芸人にもILCの発信をしていただくなど、そういったことも含めれば起用の効果や、キャンペーンとしての効果も大きくなると思うのですが、その辺についての契約あるいは取り組みはどのようなになっているのか、お伺いしたいと思います。

○中村副局長兼事業推進課総括課長 今回の契約の関係につきましては、首都圏を中心としたPR動画の作成となっております、基本的には動画の作成に小島よしお氏に参画してもらうことがメインで、本人のYouTubeやその周辺方々というところまでは契約には入っておりません。私どもとしては、できればそうなってほしいところではありますが、まずは小島よしお氏を起用してPR動画を作成し、これを見ていただくことで、ILCの理解促進を図っていきたいと考えております。

○佐々木朋和委員 こういったキャンペーンをやるときに、本県出身のということもあって、よく県内のタレントが起用されて、どうしてかと思うと、ふるさと愛があって、業務を超えてそういった発信をしていただけるということもあると思っております。一方で、キャンペーンの趣旨に合致した方にやっていただいて、キャンペーンの効果を高めていくということも必要だと思います。小島よしお氏の起用についてどうこうという話ではありませんけれども、こういった芸人を採用して活躍していただくからには、SNSでの発信や仲間芸人の中での広がりも含めて、ぜひお願いできればと思いましたので、よろしくお伺いしたいと思います。

もう一つ、ILCに関連して、先日宮城県議会にお邪魔をして、講演会に参加をさせていただきました。その中で国際的な費用分担の話になりまして、私も記憶が曖昧ですが、インターナショナルプロジェクトとグローバルプロジェクトという考え方があって、どちらかだと研究所については8割が誘致国、2割が海外、もう一方の考え方だと誘致国が5割、海外が5割という考え方の違いがあるのだという話をしておりまして、まだ国際的な食い違いがあるのではないかという御指摘がありました。私はそれを聞いていて、えっ、今さらという感じもしたわけであります。

先日報道でも、そういったところが課題だと出ておりまして、本当なのかと思って、少し心配したのですが、インターナショナルプロジェクトとグローバルプロジェクトの認識の違いを、県としてはどのように捉えていらっしゃるのか、国際的な研究者の皆さんや海外の状況を含めて御説明いただきたいと思います。

○中村副局長兼事業推進課総括課長 佐々木朋和委員から御紹介いただきました、岩手県議会と宮城県議会の国際リニアコライダー建設実現議員連盟の講演会の際には、ILCジャパンの石野代表が講演されておりまして、グローバルプロジェクトとインターナショナルプロジェクト、ここがまず研究者の間でもコンセンサスが取れていないということで、

今、いろいろ取り組みを進めているという話がありました。

もともと I L C の建設費用の関係につきましては、過去にさまざま国際ワーキンググループ等で、費用分担についてある程度は研究者のほうで枠組みをつくって進めようとしていたところですが、御承知のとおり、令和 4 年 2 月の文部科学省の有識者会議におきまして、I L C 準備研究所への移行は時期尚早だとされました。また、立地問題を一旦切り離すべきとされたことがありまして、費用分担が今棚上げの状態になっているところでございます。

そういう部分もございまして、まずは I L C の国際推進チーム、研究者の組織、I D T において、費用分担の政府間協議に向けた取り組みを行う国際有識者会議というものを立ち上げて、今研究者の中で検討しているところで、まだ政府レベルの議論にはなっていないのですけれども、そういう取り組みが進められていて、日本政府等が話をしているグローバルプロジェクトの認識を今共有しようとしている段階と伺っております。

○佐々木朋和委員 日本政府の言うグローバルプロジェクトが、費用負担が 5 割ずつだということです。気になるのが、I L C にはインターナショナルとついているのですけれども、名前はこのままでいいのですね。

国は、設置場所は切り離してという話で、そこの外枠が決まっていくことで国が手を挙げやすい環境になっていくことを期待したいと思いますし、我々議員側でもしっかりと誘致活動をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、ローカル線の利用促進について伺いたいと思ひます。J R ローカル線利用促進事業費補助金は、令和 5 年度は 900 万余だったのが今年度は 3,000 万余に拡充して行われておりまして、市町村または市町村中心となって利用促進をする団体との折半で、負担割合が 2 分の 1 ずつ、上限 500 万ということで各路線はやっていると思ひておりますが、ことしの主な利用促進策についてお聞きたいと思ひます。

○中嶋地方路線対策監 J R ローカル線への県の補助金の状況でございますけれども、まず今年度は現時点で交付決定件数が 18 件、補助金交付決定額は 2,488 万円余となっております。

まだ年度途中でございまして、今後実施を予定しているものも含んでおりますが、今年度で言えば、例えば北上線では先日横手駅で住民シンポジウムが開かれまして、横手市長や西和賀町長が参加され、お笑い芸人であるガレッジセールのゴリさんが、北上線の魅力を住民に向けてトークするということがございました。

それから、大船渡線ですけれども、来年の開業 100 周年の機運醸成ということで、今からさまざまな横断幕や、P R グッズを作成するとともに、100 周年記念プレツアーということで、大船渡線を使ったモデルツアーを計画しているという状況でございます。

○佐々木朋和委員 各沿線 100 周年という節目を迎えるということで、それに合わせて利用促進策を打っていこうと、ある意味、単発というよりも今後の利用促進も考えて取り組みをされているのかと思ひます。

令和5年度から令和6年度に向けて、100周年の路線も多いということで、予算を拡充したというところもあるかもしれませんが、やはりそれを機会として、今後も利用促進を続けていくことが重要だと思います。令和7年度以降も、この予算規模について、部としては予算要求をしていくつもりなのか、さらに拡充をしていくつもりなのか、この辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○中嶋地方路線対策監 まだ、予算要求準備はこれからでございますので、なかなか確定的なところは答弁しづらい状況ではありますが、予算規模が3,000万円に大幅に増加したというところで、先ほど申し上げたように、かなり補助金交付決定をしている状況でございます。市町村がそういった活用を非常に期待していることは承知しておりますので、そういったことを踏まえて、来年度の予算要求に向けて検討してまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員 村上ふるさと振興部長も手を挙げていただきましたので、今の答弁でも十分でしたけれども、ぜひお願いしたいと思います。

○村上ふるさと振興部長 利用促進の補助金ですけれども、岩手県が先行して予算化したところ、北上線、花輪線等を一緒にやっている秋田県でも、同じように岩手県に倣って参加していただきまして、両県で利用促進している状況にあります。

中嶋地方路線対策監が先ほど答弁しましたとおり、今の段階で増額しますとは、なかなか申し上げる段階にはないですけれども、そうやって周辺の県とも連携して盛り上げながら取り組んでいますので、引き続きこの火を消さないように、もっと大きくできるように頑張っていきたいと思います。

○佐々木朋和委員 よろしくをお願いします。

時間もなくなってきたので、最後になるかもしれませんが、予算の考え方について伺いたいと思います。一般質問で物価高騰対策賃上げ支援事業の執行残が出そうだが、そのままではほかの事業に使えないという岩渕企画理事兼商工労働観光部長からの答弁もありました。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しての事業だったと思うのですけれども、その後の取り扱いについて、国に返還しなければいけないものなのか、今年度中にほかの事業に使って、来年度は返さなければいけないものなのか、説明いただきたいと思います。

○佐藤財政課総括課長 物価高騰対策賃上げ支援事業の予算の関係ですけれども、21億円の事業費のうち、交付金を充てているのは6億円を超える額で、執行見込みからすると交付金を使い切れるものです。

それから、一般財源残予算になりますけれども、これに関しては、国交付金を活用していることから、期間は9月末と決まっていますので、新しい制度で事業を実施する場合は、国制度の縛り等があり、難しいものと考えます。延長という話もありましたけれども、多額の財源が必要となりますので、そのときはまた改めて議会に提案して、議決を得ることが必要と考えております。

○佐々木朋和委員 では、国に返す分はもう使い切っているの、あとは一般財源分でどのような事業をしていくか。残予算ではなかなか、賃上げ支援金をそのままにしてもという判断なのかと今の答弁で感じました。

一方で、そういった予算を使って物価高騰対策、あるいは中小企業に対する支援策を考えて、議会に提案をしていくという方向という御答弁だと思いますけれども、確認をさせてください。

○佐藤財政課総括課長 要はテクニカルになるのですが、繰越財源ですので、令和6年度中はこの財源を活用することはできません。令和7年度になれば繰越財源としてその分は生まれてくるのですが、それに関してもいずれ財政調整基金に半分積むといったルールがありますので、10億ぐらいだと思いますが、単純に残をそのまま使えるということにはならないのが財政上のルールです。

○佐々木朋和委員 わかりました。そういったテクニカルな部分があるという御説明をいただきました。

残があつて、今事業者等からは苦しいという声が聞こえている中で、それを使えないというのは少し残念な思いもしますし、商工労働観光部から制度設計で、20人以下の事業者ターゲットを決めて、そのぐらい積んだということは仕方がないことなのかもしれないのですが、使った人は積算した4万人分の中で2万人ぐらいだという状況ですから、これのたてつけ方がどうだったのかは今後議論になっていくところかと思います。

別の予算のことで聞きたいこともございまして、令和6年9月定例会の一般質問でも、教育分野において、今の時代の要請というのですか、フリースクールや医療的ケア児関係の予算、事業の拡充という声が聞かれたところであります。一方で、人口減少が進み、子供たちの数が全体として減っていつていますが、マイナスシーリングで事務事業を見直した中で、財源捻出の3倍相当の額が認められている部分は人口減少やDXなどと限られているわけです。

そういった中で、教育が人口減少対策かという、真正面からはなかなか今そう位置づけられていないと思いますが、一方では医療的ケア児やフリースクール、居場所をつくるということが、人口減少になっている中で現役世代のお父さん、お母さんを働き手として確保していく、あるいは子供たちに活躍の場を与えていくということも人口減少対策かと私は思って質問させていただきました。

教育予算のつけ方の基本的な考え方、質問としては少し概括的ですが、思いに応じて答弁いただきたいと思います。

○佐藤財政課総括課長 思いにどこまで応えられるかというのはあるのですが、ルールをまずお伝えしますと、四つの重点事項に係る予算要求ということで、シーリングがありますけれども、削減額の3倍までは要求できますので、シーリングよりもさらに、例えば1億、2億を削減すれば、3億、6億の事業ができるというのがルールであります。

それから、先ほど不登校の話がありましたが、四つの重点事項の中でも、令和6年度予

算で言えば、不登校対策強化事業などは人口対策事業として見えていますので、中身にもよるのですけれども、要求自体はそれほど間口は絞られていないので、要求はある程度思いを酌んだ上で、四つの重点事項の中で措置できるものはしていくことにしたいと思っています。

○佐々木朋和委員 わかりました。今、不登校対策については、人口減少の中に入れていただいているということでありました。一方で、医療的ケア児についても、学校は学校としての役割があるのですけれども、今の県内の状況を見れば、やはりレスパイト的な機能がある福祉施設も少ない中であって、学校がレスパイト的な機能にもなっているということを鑑みれば、そちらも人口減少対策であるという考え方もできるかと思っておりました。教育全般ですけれども、ぜひこういった人口減少対策等の重点分野だということも意識をしていただいて、予算編成していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ハクセル美穂子委員 私からは、岩手山火口周辺警報発表に関する先ほどの御報告に対して質問をさせていただきます。

令和6年10月2日の3時、噴火警戒レベル2ということで入山規制されました。表を見れば、レベル3までは住民は通常の生活ということで、ホームページとSNSで周知された後も、特に通常の生活をすればいいので、細かい情報発信はその後はあまりないままです。住民の人たちは報道などの情報を待っていて、山に入れないのということだけはわかっているのですが、それ以外に小まめな情報発信がなかなか来ていません。

岩手山周辺は今紅葉の時期で、登山客がちょうど来るところだったので、それに対する入山規制はきちんと登山口で行われていますが、周辺の山々で登れるところもあるのだけれども、全体的にもう入れないのではないかというイメージで考えられて、キャンセルなどの影響が出ているとお聞きしています。

そういった情報発信について、これから1週間ごとにチェックしていくということでしたけれども、こういった形で発信を続けられるのかについてお聞きしたいと思います。

○田端防災課総括課長 情報発信でございますけれども、まずレベル2に関する直接的な情報、あるいは火山活動が活発化してくる、レベル3になりそうだといった情報は当然気象台の発表にもとづき広報してまいります。

ハクセル美穂子委員がおっしゃられたような周辺の方々への、全然心配しなくてもいいのだという情報発信については、県でも市町村でも情報の発表当時させていただいていると認識しております。ただ、やはり繰り返しということも大切かと思いますので、市町村や関係する部局等とも調整、連携しながら、安心を与える意味での情報発信についても検討してまいりたいと思います。

○ハクセル美穂子委員 ぜひ検討していただきたいです。西岩手山の火口から2キロメートル以内がどれぐらいなのかを地図で見ると、網張スキー場や岩手高原スノーパークはその外側ですけれども、どこまで入るのがすぐにわからないために、これは近いから危ないのではないかというイメージで捉えてしまいます。私も地図は見ていますが、岩手高原

が入るのか入らないのかすらもよくわかりませんでした。前回はレベル2の解除まで6年間ずっと入れなかったため、周辺の観光施設は本当に疲弊したという歴史があります。1度あったことですので、そうならないような対策もきちんやっていくことが大切なことではないかと思います。実際に地域が疲弊してしまうのは重大なことです、これからのことではありますが、関係する市町と連携しながら、安全性と危険なところをどういった形で周知するのか。それから例えばいざというときに逃げるところなども観光施設に対して指導しないといけません。そういうことも連携していく必要があるのではないかと考えているのですけれども、今後はどういった形で地域の人たちと対策をつくっていくのか併せて伺いたいと思います。

○田端防災課総括課長 まず、周辺の方々については、先ほど申し上げましたとおりでございます。

2キロメートル以内の話をしていきますと、図面上であることはあるのですけれども、基本的には登山道の入り口で規制をかけているので、その中については立ち入れないようにしていただきたいということでございます。逆に言いますとその外側につきましては平常どおり観光なりの活動をしていただいて構いませんというところにつきましては、観光関係の部局と連携しながら、情報発信をしていければと思います。

また、周辺の観光施設等への指導につきましては、恐らくあまり考えたくないような事態になったときということかと思えます。特定の施設につきましては、市町村で指定いたしまして、それぞれ避難計画を作成することになっております。昨年度から市町村で説明会などを行って、施設の指定、あるいはそれに基づく計画づくりの支援をしているところでございます。これから策定される施設が多くなるかと思えますけれども、そういった取り組みを市町村と一緒に支援してまいりたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 これからのことですが、ぜひ今お話ししていただいたような内容を、部局をまたいで連携しながらやっていただけると本当にありがたいです。

冬になりますので、雪が降ってきて、スキーシーズンなのだけでも、大丈夫ですと人を入れたときに何かが起こるということもあり得ますし、過去にゴンドラに乗っていて、近くが噴火したという映像をどこかで見たことがあります。それが起こったら本当に怖いことですが、そのときにどういった避難行動ができるかもわかりながら行ってもらおうと被害を最小限にできると考えています。観光施設の皆さんに、安全だと言うのももちろん大切です、同時に何かあったときにきちんと避難できる場所、物陰に隠れると噴石からよけられるなど、安全性も確保しながら、両輪のように何か対策をしていただければと思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

○村上秀紀委員 私からは県警察と児童相談所の連携について伺いたいと思います。

まず、一つ目は、近年における県警察から児童相談所への虐待通告の件数の推移と、案件の割合などの概要について伺います。

また、制度上、通告される内容や状況等の幅が広がったことによるこれまでの変化と今

後の課題について併せて伺います。

○千葉生活安全部参事官兼人身安全少年課長 近年との質問でございますので、過去5年間の状況について御説明申し上げます。

警察から児童相談所へ通告される件数の推移やその案件の割合の概要についてであります。県警察における児童相談所に対する通告状況は、年ごとに増減がありまして、令和元年から令和3年中は700人を超えておりましたが、令和4年中は664人、令和5年中は678人、本年は8月末現在で前年同期比で52人（後刻「58人」と訂正）増加の499人となっております。

本年8月現在までに通告した499人について態様別に見ますと、心理的虐待が最も多く389人で、全体の8割弱を占めており、次いで身体的虐待が82人、ネグレクトが27人、性的虐待が1人となっております、近年同様の傾向となっております。

通告の状況などの幅の広がりにつきましては、児童虐待防止法は平成12年に議員立法として成立し、同年11月に施行され、平成16年の改正において、児童がDVを目撃することを心理的虐待に定義するなどの児童虐待の定義の見直しや、虐待を受けたと思われる場合も通告の対象とする通告義務の範囲の拡大を内容とする改正が行われたところです。平成30年には関係閣僚会議において、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策が策定されたことなどを受け、県警察と県保健福祉部において相互連携に係る協定を締結し、それ以後は情報共有が強化され、より柔軟な対応が図られているところであります。

今後の課題であります。児童虐待は児童が自ら助けを求めることが困難であるとの理由により、被害が潜在化、長期化し、深刻な被害に至る可能性が高いという特徴を有しております。本県においても、平成30年に北上市内において1歳児被害の保護責任者遺棄致死事件が発生しているところであり、今後も継続して関係機関との連携を図りつつ、児童の安全確保を最優先とした対応を取ってまいります。

○村上秀紀委員 後半に平成30年から状況が潜在化している、長期化しているというお話もありましたし、いずれ相談の内容は複雑化、多様化しているのだらうと思います。今お話に出ませんでした。こういったことについての社会的認知も進んできていることから、相談件数もふえているのではないかと感じるのです。県警察から児童相談所に通告されるときに、今情報伝達や共有についてのお話があったのですけれども、情報共有の仕方について、以前お話を伺ったときには、児童相談所に情報管理システムを導入して情報の共有を図っているということでした。このシステムをもう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

○千葉生活安全部参事官兼人身安全少年課長 大変申し訳ございません。先ほど私の答弁で一部誤りがありましたので、先に訂正させていただきたいと思っております。児童相談所に対する通告状況の中で、本年8月末現在で前年同期比、先ほど52人増加というお話をしておりましてけれども、これは間違いでありまして、58人増加と訂正させていただきたいと思っております。

県警察から児童相談所に通告する際の情報の伝達や共有についてであります。県警察において児童虐待が疑われる事案を認知した場合には、直ちに現場臨場し、児童の安全確認を行い、虐待事実が確認された場合や虐待を受けたと思われる場合には確実に児童相談所へ通告しております。

また、現場において虐待の事実が確認できない場合においても、児童相談所、市町村などに対して当該児童に係る過去の取り扱い状況などについて照会を実施し、その結果得られた情報にもとづき、十分に検討した上で通告の要否を判断しているところであります。

なお、通告に至らない場合でも、児童相談所に対して情報を提供して、児童の身体状況や保護者の対応などを客観的かつ具体的に伝えることとしております。

通告の具体的な方法につきましては、児童通告書または口頭により行っておりますが、口頭により通告した場合は、その内容を記載した書面を事後に児童相談所に送付しております。通告に当たっては、時期を失することなく確実に通告すること、県警察において確認した事項を客観的かつ具体的に伝達することに配慮しております。

○村上秀紀委員 共有しているということはよくわかりました。

実際に児童相談所に通告して、そちらで再度調査が行われて、最終的に処理された案件は、その後またフィードバックされてくるのか。また警察に情報が戻ってきて、先ほど話したとおり、複雑化、多様化されているということですから、これまでの実績を蓄積していく必要があると思うのですけれども、その処理後のフィードバックの仕方についても伺いたいと思います。

○千葉生活安全部参事官兼人身安全少年課長 通告された案件が処理された後に関するノウハウの蓄積などについてであります。県警察から通告した案件については、平成30年9月に県警察と県保健福祉部において締結した児童虐待に関する児童相談所と警察の相互連携に係る協定にもとづきまして、支援などの対応が決定したもの、また一時保護などの措置を解除したものを含めた対応の変化などがあったものについての情報提供を受け、それらをさらに県警察部内においても共有することによって、各ケースの状況に応じた児童の継続的な安全が図られるよう対応しているところでございます。

また、同協定に基づき、警察本部、各警察署、県子ども子育て支援室、各児童相談所の職員により構成する連絡会議を開催し、情報共有や共通課題について協議しているほか、家庭に対する臨検や虐待を受けている児童の捜索などを想定した合同研修なども実施しているところであります。

○村上秀紀委員 このシステムが運用されてから6年、7年だと思うのですが、初めに県警察の方が一度調査して、児童相談所へ送った後でも、再調査で例えば誤認なども起きていることと思います。実際にそういった案件を私も確認していることがあります。別に誤認したことをどうこうというわけではなく、きっとそのシステムを使った中でもそうしてまだまだこれからもブラッシュアップしていかなければならないところがあると思うのです。そういったことで、システムは平成30年にでき上がったということですが、その後さ

まざまな改善がされてきているのかどうか、今の実態に合わせてブラッシュアップされているのかどうかと、その辺のシステムのアップデートについても伺いたいと思います。

○千葉生活安全部参事官兼人身安全少年課長 システムのアップデートでございますけれども、個々の案件につきまして、お互い、相互に認識の誤りがあるケースなどに関しましては、その事案ごとに情報共有し合って、内容の誤りを訂正したり、今後の改善につなげていく対応をしているところでございます。

○村上秀紀委員 総務委員会ではここまでとしまして、決算特別委員会で児童相談所の担当部局に引き続き伺っていきたいと思います。

○岩渕誠委員 間もなく国政選挙がやってまいります。ダブル選挙でございますが、2年前の安倍元総理の襲撃事件がありまして、警備に大変難儀をしていると思います。今般の国政選挙における警備方針はどのようになるのかお示しいただきたいと思います。

○日山警備課長 警備強化の理由、警備方針等につきましては、岩渕誠委員がお話しのとおり、安倍元総理大臣の襲撃事件の後、警備の強化を進めている中、昨年4月に岸田前総理に対する爆発物使用襲撃事件が発生いたしました。

この事件を受けまして、銃器、爆発物が攻撃の手段として使用されることを想定した上で、これまで以上に警護対象者と聴衆の距離が十分、かつ確実に確保され、出入り管理、手荷物検査をはじめとする安全確保措置がより実効的に講じられるよう、警察から取材者に個別具体的に働きかけ、その具体的実施方法等について現在助言を行って進めているところでございます。

○岩渕誠委員 警察庁の関与がまず基本的には強くなって、事前の計画についてはよくやりましたという話になっているのが昨今の流れだと思います。

その中で、お聞きしますと、当然ながら大臣や、自由民主党の場合は四役、立憲民主党だと党首など、そういうレベルになるのですがS Pがついている。これがどうも今の強化のあおりを受けて、聴衆から10メートル離さなければいけない、やっている間は通行どめになるという方針があるやに聞いております。これを説明してください。

○日山警備課長 10メートルの制限と通行規制の実施の考え方についてでございますが、街頭など多数の聴衆が集まる場合では、一般的に警護上の危険及び聴衆の安全を確保する必要が高まります。危険物を所持している者や警護対象者に危険を加えることを企図する者による警護対象者への接近を許した場合に、警護対象者や聴衆の生命及び身体の安全を害する事態になりかねません。そうした事態を避けるために、手荷物検査の実施や警護対象者との十分な距離の確保といった安全確保措置について、確実に講じられる必要があります。

また、道路における通行規制につきましては、道路上で街頭演説を行う場合等において、当該道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要なものであり、道路交通法を根拠として実施をさせていただいているところでございます。

なお、警護に伴う交通規制の範囲や要領につきましては、現場の状況等により異なるほ

か、警備の詳細に及ぶことから、答弁は差し控えさせていただきますが、今後とも必要な安全確保措置がとられるよう、主催者をはじめとする県民の皆様の御理解と御協力を得ながら、その対策に万全を図っていきたいと考えております。

○**岩渕誠委員** 警察の皆さんと話をすると、なかなか具体のところがイメージできないのです。私は、その担当でしたからよくわかるのですが、普通の人はわからないと思います。

例えば県庁前ですと、小泉元内閣総理大臣のときはすごかったです。4,000人が来て、大変なものでした。多分今までの中で一番多かったと思います。小泉フィーバー真ただ中でしたけれども。そのほかにも、大船渡市の埠頭で4,000人集めたなど動員合戦です。

そういった中で今話を聞くと、例えば県庁前で街頭演説をします。総理大臣が来るかわからないけれども、やりますというときは、その間きちんと距離をとらなければいけないから、交通規制をします。そうすると、県庁前は通行どめになるのですね。

○**日山警備課長** 現場の安全対策については、現場、現場で異なるものと思いますけれども、岩渕誠委員がおっしゃるとおり、県庁前を例に挙げますと、やはり距離をとるところが非常に重要になってくると私どもは考えております。よって、安全確保をするために、銃器対策や爆発物対策を含めた安全対策をするに当たって、交通規制等をかけることとなります。また、例えば街宣車の周りには、かなり多くの装備を設置いたします。また、警護対象者と一般の聴衆者の間には、飛び出しを防止する資機材等も設置をさせていただきます。それから、スタッフの方々も多くいらっしゃいますし、警護担当もかなり多くの配置になることが想定をされます。よって、ドライバーがその資機材に接触する事故や、スタッフにぶつかる事故等が考えられますので、警察といたしましてはその辺を含めて、安全確保のために交通規制を実施をするものでございます。

○**岩渕誠委員** 警察の立場はそうなのです。ですから、例えば駅前でやりますとなれば、聴衆はロータリーにいてください、その前の道路を通さないでください、バスぐらいは通しますかという話になるのだと思います。警備上の安全を確保するために、それ以外は通さないでちょうだいという話になると思います。

一方で、現実問題、選挙のときに総理や代表などが入ってくるというのは、5日も6日も前から決まる話ではなく、突然決まるのです。情勢を見て3日ぐらい前に決まるのです。特に終盤になってくると、あさってそこ行きますという中で、対応ができるのかという話と、もう一つは応援がひっきりなしに来たときに、その都度、きょうは何党です、きょうは大臣が来ていますと、基本的にとめるのは警察の権限だと思うのですが、一般の人は警察の権限だと思わないのです。何々党が応援に来て、こんなのが来たおかげでとまってしまったという話になるのです。

この辺は、やはり民主主義と警備のあり方からすると、非常に線引きが難しい。襲撃事件があったので、どうしても今は厳しいと思うのですが、我々みたいな県会議員が襲われることはないですし、やはり触れ合いをして、お話を聞いて、そういうところは民

主義の原点だと思うのです。

もう一点言えば、東京都はどこへ行ってもかなり大きな距離を取れるのです。だから、多分通行規制はあまりやらなくていいと思うのですけれども、岩手県の場合はほとんどが引っかかってしまうのです。ですから、全国一律の基準でやって、安全は確保できるかもしれないけれども、選挙のあり方そのものに対して、それが干渉するようであると、やはり過剰警備ということにもなろうかと思うのです。その辺は、十分警察庁も都道府県警もいろいろ意見は聞いているのだと思いますけれども、この辺りはどのように考えていますか。

○日山警備課長 まず、全国一律かということだと思いますけれども、警護につきましては、これまでも警察庁において全国同一基準のもと、各都道府県警が作成する警護計画の事前審査を実施しております。昨年の岸田前内閣総理大臣の襲撃事件以降、主催者に手荷物検査や金属探知機検査の安全措置、あるいは距離を取るといった、実効性により踏み込んだ審査が行われておるところでございます。

警護をめぐる情勢の厳しさを踏まえて、主催者への働きかけにつきましても、こういったものにもとづいて実施をしているところでございます。地域によって、東京都だから、岩手県だからといったばらつきが生じている認識をしていないところでございます。今後とも御理解と御協力をいただければと思っております。

○岩渕誠委員 ばらつきがあると言っているのではないのです。運用上は、どうしても距離、例えば向こうは道路の幅があるので、10メートルはクリアしたりするのですが、岩手県でやってしまうとみんなとめなければいけない。ルールはみんな一緒なのだけれども、小さい都市などは大変なことになりますと指摘しただけです。

これは、警察の立場もよくわかります。警察部門の中でも、刑事や交通などは、交通事故をどれぐらい減らした、何人の凶悪犯人を捕まえた、少年を補導したなど、数字が評価をされる部門と、警備や公安のように、それはゼロで当たり前で100点がないという大変な部署だということもよくわかっていますし、そういった苦勞も間近で見えていますから、それは理解します。

ただ一方で、非常に凶悪犯罪を防止するという活動をどう強化するかも大変難しい時代に入ってきている中で、一方的に安全優先でいくというのは、皇室警衛ならばわかるのです。しかし、選挙の警護ということになれば、やはり実際にやってみて、今後は議論もしていかなければならないということをお伝えして終わります。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の11月の県外調査につきましては11月6日から8日まで2泊3日の日程で実施いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

